

せっぺ翔べ

【第 19 号】

令和 8 年 1 月

目 次

会長新年の挨拶	1
鹿児島SRの行事	2
法改正	4
令和7年度社労士試験合格者発表	5
辻先生の労働講座⑨	7
事業所見学「せっぺ翔べ わが社」	9
シリーズ鹿児島の祭り	11

翔べ

題字
宮里
一葉

「国宝 霧島神宮」



新年のあいさつ

鹿児島SR経営労務センター
会長 山野 高廣



新春を迎え、皆様には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

鹿児島SR経営労務センターは今年12月で、設立20周年という節目を迎えることとなりました。これもひとえに、長年にわたりご支援とご協力を賜りました委託事業所の皆様及び社労士会員の皆様のおかげであり、心より厚く御礼申し上げます。

また本年は、業務の効率化と利便性向上を目指し、システムの入れ替えをはじめとする大きな変革の年でもあります。新たな体制のもと、より一層皆様のお役に立てるよう努めてまいります。

二十年の歩みを礎に、次の時代へと力強く進んでまいりますので、本年も変わらぬご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。



社労士会員の動向(令和7年11月20日現在)

社労士会員 100名 社労士法人会員 8法人 (令和7年11月20日現在)

全国社会保険労務士会連合会団体契約 社会保険労務士賠償責任保険制度のお知らせ

社労士登録の変更手続きを行った皆様、 保険契約内容の変更のお手続きは お済みですか?

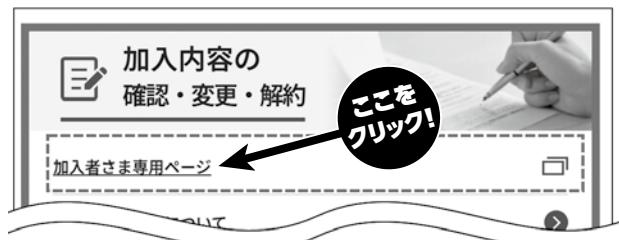
保険期間中にご加入内容の変更(またはその予定)がある場合、
ご自身で所定のお手続きが必要となります!

保険の補償に影響するため、お早めにご連絡ください。

加入内容の
変更
ご照会
お問い合わせ先

取扱代理店:有限会社エス・アール・サービス
東京都中央区日本橋本石町3-2-12
社労士会館
TEL 03-6225-4873
<https://www.sr-service.jp>

■加入者さま専用ページ*から
最新の加入内容が確認できます。



上記取扱代理店HP→【加入内容の確認・変更・解約】→
【加入者さま専用ページ】からアクセスください!

*東京海上日動火災保険株社労士賠責保険加入者さま専用HP

社労士 賠責保険 エスアールサービス

検索

登録区分の 変更

- 開業⇨勤務
- 法人化
- 登録抹消 等

加入者さま 情報の変更

- 住所・電話番号
- 事務所名
- 氏名(改姓等) 等

年末調整セミナー

令和7年11月6日、恒例の年末調整セミナーを開催しました。

講師は当センターの社労士講座卒業生でもある、税理士の稻本ちはみ先生でした。

基礎控除や扶養控除の大幅な見直しもあり、注意するポイントが増えましたが、それらも含めて分かりやすく解説していただきました。



第23回西日本SR交流会

令和7年10月17日、奈良市のホテル日航奈良にて「第23回西日本SR経営労務センター交流会」が開催され、当センターからは3名が出席いたしました。

全体会議では、各SRより懸念事項が持ち寄られ、活発な意見交換が行われました。例年と比較して、滞納を含む徴収業務に関する課題や、SRの収支・財務状況に関する議題が多く挙がりました。当センターでは運営に影響が出るほどの大きな問題は起こっておらず、会員の皆様のご理解ご協力に改めて感謝の意を感じました。

会議終了後には、春日大社宮司・花山院氏による「春日大社から発信された日本の文化」と題したご講演がありました。春日大社が文化的・政治的・宗教的に果たしてきた役割や、現在も厚く信仰されるその魅力について、深い洞察を交えた大変貴重なお話を拝聴することができました。後日、春日大社を訪問した際には、多くの外国人観光客で賑わう一方、七五三の参拝や結婚式が執り行われており、観光地としての側面と信仰の場としての側面が共存し、日本の歴史と文化の奥深さを実感できる魅力的な場所でした。



労務管理セミナー

《第1部》

「来年度にかけての労働・社会保険法改正、その準備について」

講師:社会保険労務士 辻 孝男 氏



《第2部》

「育児介護休業法・男女雇用機会均等法 改正への対応」

講師:社会保険労務士 藤崎 聰美 氏



令和7年11月14日、労務管理セミナーを開催いたしました。

オンデマンドなどもあわせて50名近くの方に受講していただきました。

新システム説明会

令和7年10月29日、令和8年度から導入予定のシステムについて、第1回目の説明会を開催しました。導入にあたり当センターの運営方法についても大きく変わってくることが考えられます。特に社労士会員の皆様には、なるべくご負担をおかけする事がないよう、当センターとしてもしっかりと準備を整えてまいります。

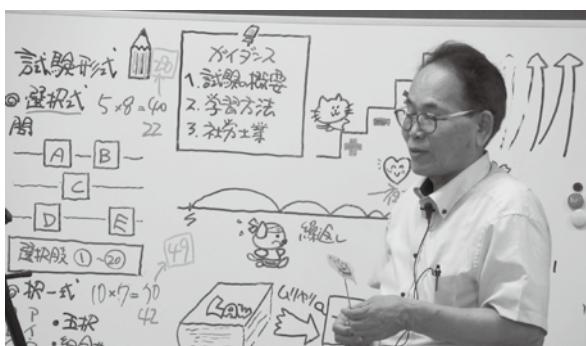
引き続きご協力お願い致します。



入門講座開講

令和7年10月12日より、社会保険労務士講座の入門講座が開講しました。

当センターが誇る講師陣により、社労士試験に向けて基本的なことを分かりやすく解説。講座説明会も行い、社労士試験に合格した受講生の体験談や、試験に対する心構えや勉強方法を講演。皆さん、とても真剣に受講されていました。



子ども・子育て支援金制度 (令和8年4月1日施行)

●概要

少子化対策の強化を目的とした「子ども未来戦略加速化プラン」の財源確保の為、「子ども・子育て支援納付金」の徴収が開始されます。

《徴収開始時期》

令和8年度4月の保険料(5月納付分)から段階的に開始

《徴収の仕組み》

健康保険料に上乗せして徴収(医療保険と一体化)

《事業主の負担》

原則として労使折半。被保険者(従業員)の負担分と同額を事業主が負担。

●負担額について

各保険者の標準報酬月額・標準賞与額に「一般保険料率と子ども・子育て支援金率とを合算した率を乗じて得た額を、一般保険料等額とすることになります。

《一般保険料等額》

=標準報酬月額・標準賞与額 × (一般保険料率 + 子ども・子育て支援金率)

なお、令和8年4月分(5月納付分)より徴収されますが、段階的に引き上げられていく仕組みとなっており、令和10年度には約0.4%程度になる事が想定されています。(令和8年度の支援金率は令和7年度中に各保険者(健保組合・協会けんぽなど)から通知予定)

国が令和10年度の支援納付金の最大規模を決めているため、今後右肩上がりで増え続けることはありません。

《一人当たりの負担額のイメージ》

例:標準報酬月額が30万円、子ども・子育て支援金率が0.4%の場合

30万円 × 0.4% = 1,200円/月 (労使折半の為、600円ずつ負担)

●子ども・子育て拠出金との違い

	負担者	徴収の仕組み
子ども・子育て拠出金(既存)	全額事業主負担	厚生年金保険料と合わせて納付
子ども・子育て支援金(新規)	労使折半	医療保険料に上乗せして徴収

子ども・子育て支援金創設後も、拠出金は廃止されず継続されます。

全国社会保険労務士会連合会 “社会保険労務士向け”・“関与先企業向け”
「使用者賠償責任保険制度」のご案内
(使用者賠償責任保険+雇用関連賠償責任保険)

●従業員が業務上の事由または通勤途上のケガや病気により労災認定されたことに伴い、使用者が法律上の損害賠償責任を負った場合の賠償責任を補償します。●労災認定を受けない場合であっても、セクハラ・パワハラ等の侵害行為により発生した精神的苦痛（それに起因する身体の障害を含みます。）または自由・名誉・プライバシーの侵害に起因して、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害も補償します。

●お問い合わせ先(提携募集代理店): 東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社(TAC) 公務広域法人部
 〒104-0033 東京都中央区新川1-8-6 秩父ビルディング6階
 ・電話番号 フリーダイヤル 0120-015-466 IP電話からは03-4332-4010(受付:平日9時~17時)
 ・専用サイト <https://www.web-tac.co.jp/sharoushi/>

TAC 使用者賠償責任保険

※保険の内容は、提携募集代理店「東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社(TAC)」のWEBサイトをご覧ください。詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡ししてあります保険約款によりますが、ご不明の点がありましたら代理店におたずねください。

【事務幹事代理店】有限会社エス・アール・サービス(TEL 03-6225-4873)
 【引受保険会社】東京海上日動火災保険株式会社

■鹿児島SR経営労務センター社労士試験講座 令和7年度社労士試験2名合格!

10月に第57回社会保険労務士試験の合格発表がありました。

今年度は難易度も高く、合格率が下がった中で、当講座からは2名の方が合格しております。

合格された方の、今後の社会保険労務士としてのご活躍を期待いたしております。



川口 陽平さん

今回3回目の社会保険労務士試験にて合格となりました。

まずは辻先生を始めとする鹿児島SR経営労務センターの皆さんへ感謝を申し上げます。

これから本試験を受験される皆さまの参考となるべく、私の体験談および合格までのお話を簡単ではございますがお伝えさせていただきます。

私は社労士事務所に勤務しつつ、南さつま市から通う形で三年前より本講座を受講しておりました。

一年目、二年目は12月より本講座を受け参考テキストと過去問を周回するスケジュールで進めておりましたが、二年とも事務所内の業務システムのトラブルや新型コロナウイルスといったアクシデントにより計画通りに行かず、不十分なコンディションで本試験に臨む形になり不合格を重ねました。

そこで三年目の今年は過去の失敗を踏まえて、①アクシデント対策として本番一ヶ月前には試験に臨める形に仕上げておくため、冬からの基礎学習部

分の講座は受講せずテキストを軽く読む程度に留めて、春以降の学習に集中できる環境を整える期間に充てる。

②学習した内容を試験で発揮できるようにするため直前答練、模試の前日は範囲を総洗いする学習はせずに要点チェックと苦手な箇所の復習に留め、体調維持を優先する。

この2つの方向に絞って学習計画を立てました。

最終的な試験本番の調子は緊張やストレスで万全とは言い難いものでしたが、本番まで早めに準備を行い基礎と一般常識の科目を抑えていたことが功を奏し無事合格となりました。

ここまで計画通りに進められたのは、本講座の答練、模試を通じて、こまめに計画の進行具合が点数としてモチベーションに繋がったことと、テスト前日からのコンディション調整のやり方を何度も練習できたことが非常に大きかったと感じます。

また辻先生、比嘉先生が教えてくださる様々な知見に加え、私のように鹿児島市外から通う受講生でもオンデマンド受講といった選択肢があり、柔軟に学習できる環境が揃っていたことは非常に助かりました。

最後になりますが、この三年間で社労士試験を合格まで導いてくださった鹿児島SR経営労務センターの皆さんへ感謝を申し上げます。

ありがとうございました。



二田 祐子さん

私は令和5年に鹿児島SR経営労務センターの直前対策講座を受講し、令和7年度の社会保険労務士試験で合格することができました。

辻先生、比嘉先生をはじめ、センターの皆さんには大変お世話になり、この場をお借りして心より感謝申し上げます。

受講した令和5年度の試験は不合格でしたが、初めて「足切り」を経験しました。それまで遙か遠くに感じていた「合格」が、決して不可能なものではないと実感できた、大きな転機となりました。講義を通じ、社

労士試験を深く研究された先生方の視点や解法の考え方方に触れられたことは、独学では得られない貴重な学びであり、結果として合格への近道となりました。

学習スタイルは、「平日は生活を優先し、週末に集中する」方法が自分には合っていました。平日は仕事・家事・育児に追われながらも、晚酌と睡眠を欠かさず、あえて無理をしませんでした。その代わり、土日祝日は「勉強の日」と決め、学習時間を確保して机に向かいました。8科目を順番に、過去問と演習問題を繰り返し学習しました。

社労士試験は長い挑戦でしたが、「自分の生活リズムを大切にしながら、学習を続けること」が何より大切だと感じています。どんなに小さな努力でも、積み重ねは必ず力になります。これから受験に挑まれる皆さまが、それぞれのペースで学びを重ね、合格をつかまれることを心より願っています。

全国社会保険労務士会連合会 社労士研修システム講座開講のお知らせ 社会保険労務士賠償責任保険制度 事例から学ぶ事故防止策

どんなに気を付けていても、業務の遂行にはリスクが伴います。実際、保険会社には年間約300件の保険事故報告が寄せられ、毎年1億円をこえる保険金支払が続いている。

本動画では、保険事故に関するデータや想定事例をもとに、**事故防止のポイントを社労士が解説**、併せて、急激に高まるサイバー攻撃の脅威に備え、**サイバーセキュリティに関する想定事例**をご紹介しています。

保険事故は絶対に起こさない、繰り返さないという意識が大切です。全ての社労士の皆さんに本動画をご覧いただき、今一度、ご自身の業務を振り返る機会としていただければ幸いです。

全国社会保険労務士会連合会
社会保険労務士賠償責任保険運営委員会

動画 内容

- 社労士事務所を取り巻くリスク
- 社会保険労務士賠償責任保険の意義
- 過去5年の保険事故の発生状況
- 事故の原因別分類
- 事例から学ぶ事故防止策
 - ・想定事例1. キャリアアップ助成金（正社員化コース）
 - ・想定事例2. 両立支援等助成金
 - ・想定事例3. 助成金関連業務以外
 - ・想定事例4. ランサムウェア攻撃
 - ・想定事例5. メールの誤送信
 - ・日常の業務遂行における注意点
- 社会保険労務士賠償責任保険の補償内容について

※講座時間: 49分



動画はこちらから

フリーワード: **事故防止**で検索

こちらの二次元コードから
研修システムにアクセス
できます。



※研修システムログイン方法については『月刊社労士』巻末の「掲示板」をご参照ください。

保険加入・保険内容の変更
ご照会お問い合わせ先

取扱代理店: **有限会社エス・アール・サービス** 東京都中央区日本橋本石町3-2-12 社労士会館

TEL 03-6225-4873
<https://www.sr-service.jp>

社労士 賠責保険 エスアールサービス

検索

(幹事引受保険会社) 東京海上日動火災保険株式会社

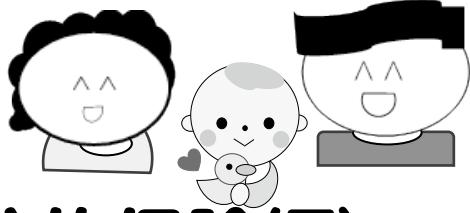
辻先生の
労働講座

⑨

Q&A

あるある相談室

出産・育児(公的保険編)



弊社の従業員(正社員)が今年の8月に出産予定です。産前産後休業や育児休業などに
関連して、父親のケースを含めてどのような保険手続きがあるのか教えてください。



健康保険、厚生年金保険及び雇用保険について各種手続きが発生しますが、
おまかせ流れと概要は下表のとおりです。

なお、手続きについては、それぞれに「要件や期限等」が定められていますので、
そのつど公的な手引きなどを確認しながら進めてください。

♠…パパ ♥…ママ

おまかせ流れ	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
♡産前休業開始 (出産予定日以前42日 (多胎妊娠の場合は、 98日)間) ※)予定日前又は予定 日後に出産した場 合は、実際の出産 日まで	♡産前産後休業中の保険料免除の申出 (産前産後休業期間中又は休業終了後1か月の 期間内に)		
♡産後休業開始 (出産日翌日から56 日間)	♡出産育児一時金の 支給申請 ※)直接支払制度利 用の場合は、不要 ♡出産手当金の支給 申請 ※)分割申請可 ♠ ♥被扶養者異動届 ※)パパ・ママいずれ かの勤務先で	①	④ ♠出生時育児休業給 付金の支給申請 ※)産後パパ育休を 取得した場合 ♠出生後休業支援給 付金の支給申請 ※)産後パパ育休等を 14日以上取得した 場合等
♡産後休業終了	♡産前産後休業終了時報酬月額変更の届出 ※)その後継続して育児休業を取得せず、かつ、 職場復帰後に給与が低下した場合		⑤ ③ ♠ ♥育児休業給付金 の支給申請 (初回申請後は1~2 か月ごとに)
♠ ♥育児休業開始 (産後休業終了日翌日 から子の1歳誕生日 前日まで)	♠ ♥育児休業期間中の保険料免除の申出 (育児休業期間中又は休業終了後1か月の 期間内に)		

♠…パパ ♥…ママ

おおまかな流れ	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
※)パパは、予定日又は出産日の早い方から育児休業取得可			♥出生後休業支援給付金の支給申請 ※)パパが産後パパ育休等を14日以上取得した場合等
♠♥育児休業終了 ※)子が1歳になる時点で保育所に入所できない等の場合は、1歳6か月(更に2歳)まで延長可	♠♥育児休業等終了時報酬月額変更の届出 ※)職場復帰後に給与が低下した場合		
		♠♥養育期間の標準報酬月額特例の申出 ※)子が3歳になるまでに、子の出生前と比べて標準報酬月額が下がったとき	♠♥育児時短就業給付金の支給申請 (初回申請後は1~2か月ごとに) ※)2歳未満の子を養育するために時短勤務を行ったとき

【補足】各種給付金の概要

種類	対象期間等	給付金の概要
① 出産育児一時金	出産時	1児につき50万円
② 出産手当金	産休中	休業前給与の約2/3
③ 育児休業給付金	育休中	休業前給与の67%(180日目まで) 又は50%(181日目以後)
④ 出生時育児休業給付金	産後パパ育休中	休業前給与の67%(最大28日間)
⑤ 出生後休業支援給付金	③又は④の期間中 (最大28日間)	③又は④の「67%」に13%上乗せ
⑥ 育児時短就業給付金	時短就業中	時短就業中給与の最大10%

文・イラスト 社会保険労務士 辻 孝男

社会保険労務士賠償責任保険制度 加入のご案内

保険期間 2025年12月1日午後4時～2026年12月1日午後4時

ご加入にあたっては、申込Webサイトよりお手続きください。

申込Webサイトへは(有)エス・アール・サービスHPからアクセスできます。

サイバーリスク保険(特約)のご加入も併せてご検討ください!

毎月中途加入可。毎月1日～25日申込締切・翌月1日補償開始 ※11/1加入のみ10/15締切



取扱代理店 有限会社エス・アール・サービス ☎ 03-6225-4873

引受保険会社 東京海上日動火災保険株式会社(幹事保険会社)広域法人部法人第二課 ☎ 03-3515-4153
三井住友海上火災保険株式会社(非幹事保険会社)

※この保険は、全国社会保険労務士会連合会を契約者とし、社会保険労務士開業会員等を被保険者とする団体契約です。詳細は保険約款(WEB約款)。有限会社エス・アール・サービスのHP「社会保険労務士賠償責任保険制度」をご覧ください。)によりますが、ご不明な点がありましたら取扱代理店または引受保険会社におたずねください。

社労士 賠償保険 エスアールサービス 検索

<https://www.sr-service.jp>

事業所拝見



せっぺ翔べ わが社

相良酒造 株式会社

代表取締役 相良 由起子

〒892-0819 鹿児島市柳町5-6 Tel 099-222-0534

ホームページ <https://sagarasyuzou.com/>



Instagram



Facebook

■会社概要

鹿児島市柳町にある相良酒造株式会社は、享保15年(1730年)創業の老舗焼酎蔵です。初代・相良仲右衛門が熊本県人吉から移住し、武士を捨てて酒造業を始めたのが起源。以来、桜島の大噴火や太平洋戦争による空襲など幾多の困難を乗り越え、現在も鹿児島市街地で焼酎造りを続けています。

■相良酒造の焼酎造り

伝統の味を保つため、昔ながらの製法を今も大切にし、小さな蔵ならではの丁寧な造りを大切に一本ずつ手をかけ目をかけ心を込めて造っています。

ユネスコ無形文化遺産登録「伝統的酒造り」

【1次仕込み】

1次仕込みとは麹に水と酵母を合わせた醪をつくる作業です。

1. 米を蒸し、麹菌をまく

毎日同じように米の水分割合を出し、均等に麹を撒く作業は見た目より難しいです。



麹づくり

2. 三角棚に移動して、米麹をつくる

毎日2回は手作業で米の上下を混ぜます。1粒1粒に麹がつくように麹が好む品温管理が大事になってきます。



1次仕込み

3. 1次タンクに移動

酵母を入れ発酵を促します。温度管理に気を付けながら、1日2回櫂入れを行います。発酵が進み混ぜる作業もやわらかくなっています。

【芋選別・2次仕込み】

1.芋選別、芋を蒸す

洗い芋が南九州市頬娃町（薩摩半島の南部）から運ばれてきます。傷みやひげを手作業で取っていきます。きれいに選別した後、蒸し機で50分～60分ほど蒸します。

2.一次仕込みのもろみと混ぜ合わせる

蒸し芋を送風で冷やした後、1次もろみに水を加え粉碎した芋と混ぜ合わせます。櫂棒で混ぜる作業は力仕事で紅糸の芋は特に粘りがあり重く大変です。

3.タンクの移動

芋と混ぜ合わせた翌日に2次仕込み用タンクへ移動します。毎日温度管理と混ぜの作業があります。始めはフツフツと元気よく発酵していますが、だんだん落ち着いてきます。

4.蒸留

2次もろみを単式蒸留機に入れて蒸留します。液体を沸騰させるとアルコールが蒸気となりその蒸気を冷却すると液体（焼酎の原酒）が出来ます。

5.貯蔵

蒸留後は原料・麹の種類ごとにタンクに移動し6ヶ月程熟成させます。また上部に上がってくる不純物などを取り除き1、2月の寒い時期を越えると熟成が進み味もまろやかさを増し香りも変わってきます。



2次仕込み



頬娃町産黄金千貫



蒸留



貯蔵



代表銘柄

■限定商品紹介

毎年3月頃に限定発売されている「復刻版兵六」を今年も発売します！

原酒の表面に浮いてくる油を丹念に手作業ですくい布でこす荒ろ過焼酎。うまみ成分がたっぷり残った年に1度しか味わえない焼酎です。



太郎太郎祭り

題字 宮里 一葉

いちき串木野市羽島塙泊 羽島崎神社
たろう たろう
太郎太郎祭り



「田打ち」



「船持ち」



「太郎太郎祭り」は豊作と豊漁を同時に祈願する羽島の祭りである。

豊作祈願は「田打ち」、豊漁祈願は「船持ち」と呼ばれる行事で、この二つは年ごとに後先が入れ替わって行われる。つまり、当年「田打ち」が先にその後「船持ち」の行事が行われると、翌年は「船持ち」から先に行うという具合である。

「田打ち」はテチヨ（親父役）と太郎（子役）の問答が即興で滑稽に行われ、その後太郎にひかれた牛（牛役）が登場しこの牛がハナトイザオ（鼻取り竿）を振りほどいて逃げ回り観客を交えてひと騒動を起こす。やがて牛にモガ（馬鍬）をつけ親子で牛に田をすかせ、めでたく「田打ち」が行われるというストーリーを寸劇仕立てに展開する。

一方「船持ち」は決まりの装束で子役の太郎が、父兄に抱かれ神社に奉納されている船の模型を持ち境内に出る。太郎一人に船一隻でこの介添えは大人が4人ほどで一組となる。奉納されている船には種類があり、一番船は「米船」それ以下には「唐芋船」、「ダンペイ船」などがあり、米船は長男だけが持つことができるとされ、跡取り相続の模擬と考えられる。米船には中に米が入れられ、一行は部落の長老に先導され数十メートル練り歩きまた神社に引き返す。この一連の「船持ち」行事が終了すると米船の納められた米は太郎役の子供たちに配られる。

特記すべきは、それぞれの太郎役の子供は5歳の男の子で、七五三の5歳男児と同様と考えて良かろう。「五つ祝」である。

この祭りの起源は定かではないが、二百年程の歴史があるとみられ、毎年旧暦の二月四日が例祭日とされている。「羽島崎神社春祭に伴う芸能（田打、船持祝）」として鹿児島県指定無形民俗文化財に定められている。

写真提供「いちき串木野市教育委員会」

鹿児島SR経営労務センター

編集 会報編集委員会 発行人 山野 高廣
〒890-0056 鹿児島県鹿児島市下荒田1-41-8 ユーミーリンクビル202
Tel:099-258-4466 Fax:099-202-0484